

## プレスリリース

令和8年2月6日  
国土整備部建築住宅課

報道機関各位

### 県営住宅における家賃の過大徴収について

この度、県営住宅家賃の算定に誤りがあり、家賃を過大に徴収していたことが判明しました。家賃を誤って算定した4世帯に対しましては、これまでの経緯を説明しあわびとともに、還付手続きを進めております。

今後は算定誤りの原因を検証し、審査体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

#### 記

#### 1 概要

家賃算定作業中に、令和7年度分の家賃算定に誤りがあったことが判明したため、算定根拠の文書が保存されている令和2年度以降の家賃算定を調査したところ、計4世帯（5件）の過大徴収が判明しました。

- ・ 過大徴収金額 合計 254,200円
  - 令和7年度 196,600円（4件）
  - 令和6年度 57,600円（1件）
  - 令和2年度～令和5年度 なし

#### 2 原因

県営住宅は、10月1日基準日の収入申告を基に翌年度家賃を算定します。

県営住宅の収入上限は月額15万8千円で、これを超える場合は、収入超過者として本来家賃に割り増し賃料が加算されますが、子育て世帯や高齢者世帯など、一定の要件を満たす世帯（以下「裁量階層」という。）に該当する場合は、収入上限が21万4千円まで引き上げられ、この上限を超えない限り割り増し賃料が加算されません。

この度は、令和7年度と令和6年度の一部の世帯に対し、裁量階層に該当するにもかかわらず、本来家賃に割り増し賃料を加算し家賃を決定したため、家賃を過大に徴収していました。

### 3 対 応

過去 10 年分（平成 27 年度以降）について、過大徴収が判明した入居者に対し、すみやかに還付を行います。

- (1) 令和 2 年度以降については、過大徴収が判明した入居者に対し、お詫びするとともに、還付手続きを進めています。
- (2) 令和元年度以前の 5 年分の家賃算定については、文書の保存期限が過ぎているため、世帯の収入状況等を確認することができません。このため、関係者に周知するとともに、該当する方からの申出があった場合は、当時の家賃を確認し、過大徴収があった場合は、相当額を還付します。

### 4 再発防止策

- (1) 総合支庁における家賃決定の確認を強化します。
- (2) 家賃算定手続きを再検証し、算定作業を行う県営住宅管理委託事業者に対し、再発防止に向けた審査体制の強化を指導します。

<p>【問合せ先】 県土整備部建築住宅課 課長補佐（住宅対策担当） 峯田 電話 023-630-2562 〔広報監〕 県土整備部次長 牧野</p>
---